

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況
(平成24年4月1日～平成24年9月30日)

(資料1-2)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の 未済件数	当期の 受付件数	前年 同期比	受付件数 計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	成 立		成 立 以 外												
							和解	特別 調停	見込み なし	双方の 離脱	一方の 離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計	
全国銀行協会	548	478	13%	1,026	589	437	367	0	186	0	36	0	0	0	589	3	134	304	148	589	
信託協会	1	0	増減なし	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
生命保険協会	114	117	▲6%	231	130	101	5	20	101	0	4	0	0	0	130	13	43	53	21	130	
日本損害保険協会	155	211	26%	366	209	157	26	29	139	0	14	0	0	1	209	2	61	104	42	209	
保険オンブズマン	12	13	160%	25	14	11	5	1	8	0	0	0	0	0	14	0	5	4	5	14	
日本少額短期保険協会	1	0	皆減	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
証券・金融商品 あっせん相談センター	54	71	▲36%	125	92	33	30	0	49	0	1	0	0	12	92	3	49	35	5	92	
日本貸金業協会	3	5	150%	8	4	4	1	0	1	0	0	0	0	2	4	0	2	1	1	4	
合計	888	895	7%	1,783	1,040	743	436	50	484	0	55	0	0	15	1,040	21	294	502	223	1,040	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。